埼玉県障害児入所給付費等支給要綱

(通則)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2に定める障害児入所給付費、第24条の6に定める高額障害児入所給付費、第24条の20に定める障害児入所 医療費及び第50条に定める措置に要する費用(以下「給付費等」という。)については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号)」の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」の 規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(共通事項)

- 第2条 給付費等は、各月ごとに精算払いの方法により支払う。施設の設置代表者は、支援等を実施した翌月の10日までに給付費等の請求書を提出することにより請求する。
- 2 施設の設置代表者が給付費等の請求を行うことが適当でない場合には、委任届(様式 1)を提出することにより、その事務を施設長等に委任することができる。
- 3 給付費等の請求は、原則として、この要綱に定める様式により行うものとする。ただし、この要綱に定める様式によりがたい場合には、事務に支障のない範囲で適当な様式によることができるものとする。

(障害児入所給付費)

- 第3条 障害児入所給付費は、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)」により算定する。ただし、本県が支給決定した児童が、本県外に所在する施設を利用する場合、その施設の所在する都道府県又は政令市の定める額を加算する。
- 2 請求手続きは、「障害児通所給付費等の請求に関する省令(平成18年9月29日厚 生労働省令第179号)」に基づき行う。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により、本県内の市町村が支給決定した者が、平成24年3月31日に指定知的障害児施設、指定盲ろうあ児施設、指定肢体不自由児施設及び指定重症心身障害児施設であって、平成24年4月1日に障害者総合支援法に定める障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所の指定を受けた本県外の施設等を利用する場合にあっては、第1項ただし書きの規定を適用することができる。

(高額障害児入所給付費の支給)

- 第4条 高額障害児入所給付費は児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定する。
- 2 高額障害児入所給付費の申請は、障害児入所給付費の支給決定保護者が高額障害児入 所給付費支給申請書(様式2)を知事あてに提出することにより行う。
- 3 知事は、高額障害児入所給付費支給申請書の内容を審査し、高額障害児入所給付費支 給(不支給)決定通知書(様式3)を申請者に送付する。
- 4 障害児入所給付費の支給決定保護者は高額障害児入所給付費の支給申請及び受領を、 指定入所支援を行う施設に委任することができる。委任を行う場合は、高額障害児入所 給付費委任届(様式4)を知事あてに提出する。

5 高額障害児入所給付費の支給申請等を委任された施設は、高額障害児入所給付費支給申請書(受領委任) (様式5)により請求を行う。

(障害児入所医療費)

- 第5条 障害児入所医療費は、児童福祉法第24条の20第2項の規定に基づき算定する。
- 2 請求手続きは、埼玉県が支払事務を委託している埼玉県国民健康保険団体連合会及び 社会保険診療報酬支払基金あてに行うものとする。請求事務は診療報酬請求書等の記載 要領等(昭和51年8月7日厚生省保険局医療課長通知)に基づき行う。
- 3 食事療養費標準負担額の公費負担分については障害児入所医療費(食事療養費)請求 書(様式6)により知事あてに請求する。

(措置費の請求方法)

- 第6条 交付要綱に基づき措置費保護単価を設定し、措置費を算定する。ただし、本県外に所在する施設へ入所委託している児童に係る措置費は、その施設の所在する都道府県 又は政令市の設定した保護単価及び加算額により算定する。
- 2 措置費請求書(様式7)には措置費請求明細書(様式8)及び措置児童入所期間明細書(様式9)を添付するものとする。教育費等の別表に定める費用を請求する場合は、別表に定められた証明書等を添付するものとする。
- 3 交付要綱の改正により、支弁済みの措置費に差額が生じた場合は、交付要綱が改正された月以降の措置費とあわせて請求を行うものとする。

附則

- この要綱は、平成24年4月1日から適用する。 附則
- この要綱は、平成25年4月1日から適用する。 附則
- この要綱は、平成26年4月1日から適用する。 附則
- この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

別表:様式等一覧表(障害児入所給付費等支給要綱)

様式番号	種別	
様式1	委任届	
様式2	高額障害児入所給付費支給申請書	
様式3	高額障害児入所給付費支給(不支給)決定通知書	
様式4	高額障害児入所給付費委任届	
様式5	高額障害児入所給付費支給申請書(受領委任)	
様式6	障害児入所医療(食事療養費)請求書	
様式7	措置費請求書	
様式8	措置費請求明細書	
様式9	措置児童入所期間明細書	

別紙番号	種別	備考
別紙1	在学(通学)証明書	教育費を請求する場合に添付
別紙2	教材代計算書	教育費(教材代)を請求する場合に添
		付
別紙3	教材指定証明書	教育費(教材代)を請求する場合に添
		付
別紙4	学校給食費納入証明書	学校給食費を請求する場合に添付
別紙5	見学旅行 (修学旅行)	見学旅行費又は夏期等特別行事費を
	• 夏期等特別行事参加証明書	請求する場合に添付
別紙6	治療材料等給付証明書	医療費(治療材料費)を請求する場合
		に添付
別紙 7	葬祭費計算書	葬祭費を請求する場合に添付